

ひろさきタバスケ利用規約

「ひろさきタバスケ」(以下「本サービス」という。)とは、弘前市内の食品を取り扱う小売店、飲食店、生産者など(以下「事業者」という。)において発生する食品ロスの削減を目的として、弘前市(以下「本市」という。)が提供するサービスです。

この利用規約(以下「本規約」という。)は、本市が本サービスを事業者を利用していただくための条件を定めるものです。

本サービスを利用する場合は、本規約への同意が必要となります。

(適用)

第1条 本規約は、利用登録をした事業者(以下「登録事業者」という。)と本市との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されるものとします。

(登録事業者)

第2条 登録事業者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその統制下にある個人若しくは団体(以下「暴力団等」という。)に該当しないこと
- (2) 市税の滞納がないこと及び申告義務を有する者は申告を行っていること
- (3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可又は営業届出を必要とする業種は、弘前保健所の営業許可を取得している又は弘前保健所に営業届出を行っていること
- (4) 本市が本サービスを提供するために必要な限度で、前3号に関して調査することに同意すること
- (5) 第1号から第3号に掲げるもののほか、本サービスの趣旨・目的に照らして適当でないと本市が判断する者に該当しないこと

(利用登録)

第3条 事業者は、本市が定める方法によって利用登録を申請し、本市がこれを承認することによって利用登録が完了するものとします。

2 本市は、本サービスの利用登録を申請した事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことができるものとし、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- (1) 利用登録の申請に虚偽の事項がある事業者
- (2) 過去に本サービスの利用登録を抹消されたことがある事業者
- (3) その他、本市が利用登録を承認することが適当でないと認めた事業者

3 事業者が、本サービスの利用登録を申請した場合、本市のウェブサイト等へ店舗情報等を掲載することに同意したものとみなします。

4 事業者が、本サービスの利用登録を申請した場合、本規約について全て承認し、遵守することを誓約したものとみなします。

(ユーザーID及びパスワードの管理)

第4条 登録事業者は、自己の責任において、本サービスのユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとします。

2 登録事業者は、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、若しくは第三者と共用することはできません。

(禁止事項)

第5条 登録事業者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 法令、条例又は公序良俗に反する行為
- (2) 暴力団等に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (3) 本サービスで知り得た利用者の情報等を、本サービスと関係のない宣伝、広告、勧誘又は営業等に用いる行為
- (4) その他、本市が不適切と判断する行為

(出品できる食品等)

第6条 本サービスに出品できる食品は、食材、食料品、飲料、調味料、冷凍・加工食品など(以下「食品等」という。)で、以下のすべてに該当する食品等とします。

- (1) 食品衛生法及び食品表示法(平成25年法律第70号)等の食品に関連する法令に抵触することがなく、食品の安全衛生上問題のない食品等
- (2) 売れ残り廃棄が予想される食品等
- (3) 消費(賞味)期限内の食品等
- (4) 食品ロスの削減に寄与できると認められる食品等

(適正なサービスの利用)

第7条 登録事業者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正な利用を行わなければなりません。

- (1) 本サービスマニュアルを確認し、操作方法等の過誤により誤った出品や情報を発信しないこと
- (2) 出品する商品が食品ロス削減に貢献する商品であることが理解できるよう、出品説明欄に記載するように努めること
- (3) 出品した商品が購入予約された場合は、予約者に販売するまでの間、適正に保管・管理すること
- (4) 出品した商品の販売が完了した場合は、速やかに出品削除を行うこと
- (5) 出品した商品が購入されることなく、最終的にやむを得ず廃棄処分する場合は、速やかに出品削除を行うこと
- (6) 出品した商品が前条の基準に適合しないと本市が判断し、本市から出品削除要請をされた場合は、速やかに出品削除を行うこと
- (7) 本サービスによって取得した利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に利用及び管理をすること
- (8) 店名等の登録事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きをすること

(9) その他、本サービス全体の評価を損なうような行為をしないこと

(利用制限及び登録抹消)

第8条 本市は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通告なく、登録事業者に対して、本サービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は登録事業者としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 第2条及び第5条に定める事項に反すると本市が判断した場合
- (2) 第7条に定める事項に反する利用について、本市が指摘したにもかかわらず、登録事業者がそれに従わなかった場合
- (3) 第7条に定める事項に反する利用が頻繁に繰り返されていると本市が判断した場合
- (4) 本市からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- (5) その他、本サービスの利用が適当でないと本市が判断した場合

(退会)

第9条 登録事業者は、本市が定める退会手続きにより、本サービスから退会できるものとします。

- 2 登録事業者は、事業内容の変更、廃業等により本サービスの利用を終了する場合は、速やかに退会手続きを行うものとします。

(保証の認否及び免責事項)

第10条 本市は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みます。）がないことを保証していません。

- 2 本市は、本サービスに起因して登録事業者に生じるあらゆる損害について、一切の責任を負いません。
- 3 本サービスによる売買トラブル等については、本市は一切の責任を負わず、登録事業者と利用者との間で解決しなければなりません。

(サービス内容の変更、中止)

第11条 本市は、登録事業者に通知することなく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって登録事業者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第12条 本市は、必要と判断した場合には、登録事業者に通知することなく、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本サービスを利用した場合には、当該登録事業者は変更後の規約に同意したものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第13条 本市は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、本サービスの運営に必要な範囲で利用し、また、弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和

5年3月16日弘前市条例第1号) 及び関連法令に従い適切に取り扱うものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 登録事業者は、本市の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

(その他)

第15条 本規約及び本サービスマニュアル等に取り決めがなく、不明点等がある場合は、本市環境課 (TEL: 0172-32-1969) までご連絡ください (内容に応じて、株式会社 G-Place (タバスケ運営会社) へお繋ぎする場合がございます)。